

令和3年度答申第2号
令和3年4月7日

諮問番号 令和2年度諮問第119号（令和3年3月24日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 未払賃金の立替払事業に係る事業主についての不認定処分に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

1 本件審査請求の骨子

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が立替払事業に係る賃金の支払の確保等に関する法律（昭和51年法律第34号。以下「賃確法」という。）7条及び賃金の支払の確保等に関する法律施行令（昭和51年政令第169号。以下「賃確令」という。）2条1項4号に基づく認定申請（以下「本件認定申請」という。）をしたのに対し、A労働基準監督署長（以下「処分庁」という。）が不認定の処分（以下「本件不認定処分」という。）をしたところ、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

2 関係する法令の定め

- 賃確法7条は、労働者災害補償保険の適用事業に該当する事業の事業主（厚生労働省令で定める期間以上の期間にわたって当該事業を行っていたものに限る。）が破産手続開始の決定を受け、その他政令で定める事由に

該当することとなった場合において、当該事業に従事する労働者で所定の期間内に当該事業を退職したものに係る未払賃金（支払期日の経過後まだ支払われていない賃金）があるときは、当該労働者の請求に基づき、当該未払賃金に係る債務のうち所定の範囲内のものを当該事業主に代わって政府が弁済するものとする旨規定する。

- (2) 賃確法7条における上記「その他政令で定める事由」について、賃確令2条1項4号は、事業主（賃確法7条の事業主をいう。ただし、賃確令2条2項の中小企業事業主であるものに限る。）が事業活動に著しい支障を生じたことにより労働者に賃金を支払うことができない状態として厚生労働省令で定める状態になったことについて、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主に係る事業を退職した者の申請に基づき、労働基準監督署長の認定があったこととする旨規定し、この「厚生労働省令で定める状態」について、賃金の支払の確保等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第26号）8条は、事業活動が停止し、再開する見込みがなく、かつ、賃金支払能力がないこととする旨規定する。

3 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は、平成29年3月21日、P社（以下「本件会社」という。）に雇用され、令和元年10月31日、本件会社を退職した。

（労働者名簿（令和元年5月14日付け）、退職証明書）

- (2) 審査請求人は、令和2年4月21日、本件会社の事業活動が停止し、再開する見込みがなく、かつ、賃金支払能力がないことについて認定を求め、認定申請書を処分庁に提出して、本件認定申請をした。

（認定申請書）

- (3) 処分庁は、令和2年9月3日、本件認定申請につき、「現在も2社と取引中であり、事業活動を停止しているとはいえないため。」との理由により、本件不認定処分をした。

（不認定通知書）

- (4) 審査請求人は、令和2年11月13日、審査庁に対し、本件不認定処分を不服として、本件審査請求をした。

（審査請求書）

- (5) 審査庁は、令和3年3月24日、当審査会に対し、本件審査請求を棄却すべきであるとして、本件諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

4 審査請求人の主張の要旨

本件会社は、令和元年6月から11月まで、賃金の未払、家賃の未払、税金の未納、取引業者への不払等があり、借入れをしている銀行等により資産も凍結されていることから、実質的に会社として経営が成り立っていない倒産状態であった。

よって、本件不認定処分を取り消す旨の決定を求める。

(審査請求書)

第2 審査庁の諮問に係る判断

審査庁の判断は、おおむね以下のとおりであり、審理員の意見もこれと同旨である。

1 A労働基準監督署職員が本件会社の本社を臨検したところ、本社には経理担当者のみがおり、支社には営業担当者がいること及び同支社のみが営業をしていることを聴取した。そこで、A労働基準監督署職員が現地調査をし、同支社が閉鎖されていないことを確認した。

また、処分庁が本件会社の取引先6社に取引状況の照会をしたところ、3社からは過去に取引があったものの現在は無いとの回答があり、他の3社からは取引が継続しているとの回答、また、そのうち1社からは具体的な取引内容についての回答があった。そこで、令和2年12月10日、同社に対し、当該取引状況の照会をしたところ、同社と本件会社との間で、同年2月6日に同月7日から令和5年3月31日までの業務委託契約が締結され、業務の発注もあったことが判明した。

さらに、上記営業担当者については、本社の経理担当者から、労働者として雇用し、現在も雇用していること等を聴取しており、また、当該営業担当者から聴取したところ、賃金は令和2年5月から未払で、現在はほぼ個人事業の仕事が占めているとのことであった。しかし、当該営業担当者が本件会社の労働者として雇用されていることは、労働者名簿や事業所別被保険者台帳照会で確認することができることから、労働者として雇用されていたと判断することは、合理的である。

2 上記のとおり、本件会社については、事業活動を継続する意思を示し、取引会社との取引が継続しており、労働者の雇用を継続していることから、事業活動を継続している状況が認められ、事業活動が停止したという事実は認められない。

よって、本件不認定処分は、違法又は不当なものであるとは認められず、本件審査請求には理由がないから、棄却されるべきである。

第3 当審査会の判断

1 本件諮問に至るまでの一連の手續について

本件の審理員の審理手續については、特段違法又は不当と認められる点はいかがわれない。

2 本件不認定処分の適法性及び妥当性について

(1) 賃確法7条及び賃確令2条1項4号に基づく認定を受けるためには、事業主が、事業活動が停止し、再開する見込みがなく、かつ、賃金支払能力がない状態になったことが必要であり、その認定に当たっては、取引の状況や労働者の雇用状況等、事業主の活動内容を総合的に考慮して判断すべきものである。

(2) 本件会社の事業活動等については、各項末尾掲記の資料によれば、以下の事実が認められる。

ア 本件会社は、建築工事等に関する請負等を目的とする会社である。

(履歴事項全部証明書)

イ 本件会社は、取引先の建設会社との間で、「セレクト業務」、「オプション業務」等の業務委託基本契約を締結しており、これに基づき、委託期間を令和2年2月から令和5年3月までとする具体的な業務委託が行われ、同社からの発注が継続している。

また、本件会社との取引継続の意思を有する別の取引先会社も存在する。

(業務委託基本契約書、業務委託書、業務受託書、本件会社に係る取引状況等について(回答)(令和2年7月1日付け、同月21日付け、同年12月17日付け)、電話録取書(同年8月25日録取、同月28日録取))

ウ A労働基準監督署職員が、令和2年8月7日に現地調査をしたところ、B地内に本件会社の名称を表記した事務所が存在した。

(現地調査の写真)

エ 令和2年8月7日時点において、本件会社には、少なくとも1名の労働者が在籍していた。

(労働者名簿(令和2年5月11日付け)、事業所別被保険者台帳照会)

(3) 以上の事実を総合すると、本件会社は、本件不認定処分当時、取引先と

の取引が継続しており、事業活動が停止したとは認められない。

3 まとめ

以上によれば、本件不認定処分が違法又は不当であるとはいえず、本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第2部会

委	員	戸	谷	博	子
委	員	伊	藤		浩
委	員	交	告	尚	史